

資料1

山梨県社会福祉審議会

[2020.4現在]

社会福祉に関する事項

設置根拠: 社会福祉法第7条(必置)
委員数: 50名以内(山梨県附属機関の設置に関する条例)
任期: 3年(山梨県附属機関の設置に関する条例)

民生委員審査専門分科会

福祉保健総務課

- ・民生委員の適否に関する事項

児童福祉専門分科会

子育て政策課

- ・児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

高齢者福祉専門分科会

健康長寿推進課

- ・高齢者の福祉に関する事項

障害者福祉専門分科会

障害福祉課

- ・身体障害者(児)の福祉に関する事項
- ・知的障害者(児)の福祉に関する事項

児童福祉施設審査部会

子育て政策課

- ・保育所の設置認可の審査
- ・児童福祉施設の事業停止の審査
- ・無認可児童福祉施設の事業停止、施設閉鎖の審査
- ・児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告

養護母子審査部会

子ども福祉課

- ・里親、保護受託者の認定の審査
- ・母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付停止の審査

児童措置審査部会

子ども福祉課

- ・児童の措置、措置解除、措置変更の審査
- ・被虐待児の事例の検証及び必要な再発防止策の検討
- ・被虐待児に対し県が講じた措置の検証

健全育成審査部会

生涯学習課

- ・有害図書類の審査
- ・有害刃物類、有害がん具類の審査
- ・有害広告物の内容変更、撤去措置の審査

障害者審査部会

障害福祉課

- ・身体障害者手帳の非該当の審査
- ・身体障害者手帳の診断書作成医師の審査
- ・更生医療機関の指定の審査
- ・特別児童扶養手当等に係る審査請求又は異議申し立てに係る障害者等級の審査